

# 猫を飼っている方へ

飼い主のいない猫を増やさないためには、まず、猫の飼い主の方に、責任ある飼い方をしていただくことが大切です。猫による生活環境への被害は、飼い主のいない猫だけでなく、実は、飼い猫が原因になっていることもあります



# 飼い主のいない猫にエサをあげている方へ

飼い主のいない猫にエサを与えるだけの行為は、他人の土地でフンや尿をする、器物を損壊するなどの被害の原因となります。特にエサを置きっぱなしにしたり、撒いたりする行為はカラスを呼び寄せたり、ハエを発生させるなど不衛生な環境になってしまうことがあります。無責任なエサやりはやめましょう。



## 猫は屋内で飼いましょう



ご近所のお庭でフンや尿をしたり、花壇を荒らしたり、飼い主の知らないところで、ご近所に迷惑をかけている事があります。また、自由に外出させることは、交通事故やけが、病気、迷子になってしまうなどの危険性があります。

猫のためにも、ご近所とのトラブルを避けるためにも、屋内で飼いましょう。



## 不妊・去勢の手術をしましょう



猫は繁殖力が強く、1年に2～3回、1回につき3～5匹を出産します。未手術の猫が不意に出て行ってしまうと、あっという間に飼い主のいない猫が増えてしまいます。

繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。



## 自分の猫には身元の表示をしましょう



自由に外出させるつもりはなくても、誤って出て行ってしまうことがあるかもしれません。そして、そのまま迷子になると、飼い主のいない猫になってしまいます。

首輪などに飼い主の身元を表示し、保護された場合に戻ってこれるようにしましょう。



## 飼い猫を捨てる行為は犯罪です！



一度飼い始めたら、生涯飼うことが飼い主の義務です。また、飼える猫の数を見極めることも大切です。

飼い続けることが困難になっても、責任を持って新しい飼い主を探してください。



**動物の愛護及び管理に関する法律では、愛護動物を傷つけたり、捨てることが禁止されており、違反者には厳しい罰則が課せられます。**

- ・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた場合は5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- ・愛護動物に対してみだりに給餌、給水をやめ衰弱させるなどの虐待をした場合は100万円以下の罰金
- ・愛護動物を遺棄した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金



## 飼い主のいない猫をこれ以上増やさないようにする活動



飼い主のいない猫をこれ以上増やさないようにするため、「地域猫活動」を行っている方々がいます。その活動は、繁殖を抑えるために不妊手術や去勢手術を受けさせ、ゴミあさりなどをさせないためにエサを与え、フンや尿の被害を軽減するためにトイレの設置や清掃を行い、地域に住む猫を一代限りで管理しながら共生していくことを目指した活動です。繁殖を抑制することで、地域の猫は徐々に減っていくこととなります。

猫による被害を受け、迷惑に感じている方もいるかもしれませんが、将来に向けて被害軽減を目指したボランティア活動の「地域猫活動」に、ご理解とご協力をお願いします。



## 地域猫活動にもルールがあります



地域猫活動を原因として、地域の生活環境が悪化しては意味がありません。「飼い主のいない猫がかわいそうだから」という思いだけの活動では、地域猫活動とは言えず、また、猫による被害を受けている方や、あまり好きではない方にとっては、無責任なエサやりとの違いがわかりません。



**地域猫活動は、飼い主のいない猫による、フンや尿、ゴミあさり、器物損壊などの地域の生活環境に及ぼす悪影響を、将来に向け軽減させることを目指している活動であることが非常に大切です。**

- ・エサは、エサ場の所有者の許可やご近所の方々からも理解が得られる場所で与え、終わったらすぐに片付けましょう。エサを置きっぱなしにしたり、撒いたりする行為は、不衛生だけでなく、新たな猫を集めてしまいます。トラブルのもととなるため、厳禁です。
- ・ご近所のお庭でフンや尿をさせないようにするため、猫のトイレを設置し、常に清潔に保ちましょう。やわらかい土や砂利に猫のフンやにおいつきの土を集めると猫のトイレになります。
- ・飼い主のいない猫をこれ以上増やさないように、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

